

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 15 日

北海道開発局 技術管理課長 殿
各地方整備局 技術調整管理官 殿
沖縄総合開発局 技術管理官 殿

大臣官房 技術調査課

建設システム管理企画室長

東北地方太平洋沖地震に伴う工事等の中止命令について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によって、工事を施工できなくなり、また、工事目的物に損害が生じるなどの事態が発生しています。一方で、当面の災害応急対策を優先して行うことが必要となっています。

つきましては、既に発注した工事並びに業務（以下「工事等」という。）で現在実施中のものに係る工事中止命令に関し、次のとおり、適切に取り扱われるよう宜しくお願いします。

記

1. 工事等の中止命令について

これまでも工事等の請負契約は、工事請負契約書（以下「工事契約書」という。）並びに土木設計業務等委託契約書（以下「業務契約書」という。）に基づき実施していますが、各発注者におかれては、工事においては工事契約書第20条、業務においては業務契約書第20条の規定の趣旨に沿って、次のとおり、受注者に対する工事等の一時中止命令を適切に行うよう、特段の御配慮をお願いします。

(1) 施工できなくなった工事等に係る一時中止命令

工事契約書第20条第1項において、天災等により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、

発注者は、受注者に工事の一時中止を命じなければならないこととされているが、今般の地震により施工できなくなった工事についても、各発注者において、的確に工事一時中止命令を行うこと。

業務についても業務契約書第20条第1項の規定に基づき、同様に扱うこと。

(2) 当面の災害応急対策を優先して行うための工事等の一時中止命令

工事契約書第20条第2項において、発注者が必要があると認めるときは、工事中止命令を行うことができることとされているが、当面の災害応急対策のためには、建設機械、資機材の調達や技術者の確保など、建設企業の協力が不可欠であることから、施工中の工事が被災していない場合においても、優先度の高い緊急復旧等の調査、計画検討、工事への対応が必要であり、かつ、その工事に速やかに着手できる企業が見受けられず、当該施工中の工事の施工会社がこれらを行う必要があると認められる場合には、被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、当該施工中の工事について、施工会社の意向も踏まえ、工事一時中止命令を行うこと。

業務についても業務契約書第20条第2項の規定に基づき、同様に扱うこと。

また、上記(1)(2)の措置を実施することに伴い必要となる予算の繰越手続については、現在関係機関と調整中であり、別途連絡する。

(別添-2)

事 務 連 絡

平成23年3月16日

各地方整備局 総務部 契約管理官 殿
 企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局 事業振興部
 工事管理課 工事契約管理官 殿
 技術管理課長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部
 技術管理課長 殿

大臣官房 地方課
 公共工事契約担当室長
大臣官房 技術調査課
 建設システム管理企画室長
北海道局予算課 経理指導官

東北地方太平洋沖地震に伴う緊急復旧事業の前金払の取り扱いについて

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によって、甚大な被害を受けたことから、被災地域においては迅速な緊急復旧事業の実施が求められているが、緊急復旧事業を円滑に着手・実施するにあたり必要となる人員・資機材等の確保を図るためには、前金払の推進による資金供給が重要である。

については、緊急復旧事業を実施する建設業者等に対して、できる限り速やかに前金払を実施できるよう、次のとおり取り扱いを定めたので、適切に取り扱われたい。

記

○緊急復旧事業に係る前金払の推進について

従来、前払金の支払手続きは、前払金保証証書の原本を発注者に寄託することを条件に、工事請負契約書の取交し後に前払金保証がなされ、前払金の支払が行われているところである。

しかし、前払金保証証書の原本の寄託が困難であり、又は工事請負契約書の取交し以前であっても、次に示す方法により前払金の支払手続きを行えるものであるので、緊急復旧事業を実施する建設業者等に対して周知するとともに、当該業者の意向を踏まえて、積極的に活用されたい。

(1) 緊急復旧事業の暫定契約書の交付

工事請負契約書の取交し前に前払金の支払手続きを行うためには、工事の名称、契約金額（概算）、前金払の額、請負契約日（協議成立日）及び工期（暫定期間等）が確認できる書類が必要である。このため、今般の地震被害に係る緊急復旧事業において、時間的余裕がなく、工事請負契約書の取交しが後日となる場合には、速やかに「緊急復旧事業の暫定契約書」（別紙1）を2部作成の上、1部を契約業者に対し交付されたい。

(2) 事務処理の迅速化・弾力化

契約業者が発注者に提出する前払金保証証書については、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しがファックス等で発注者に対して送付されることとなっているので、このような際には、契約業者からの証書原本の提出を待つことなく、保証事業会社から送付された写しを用いて、前金払に係る支払手続きを行っても差し支えないものとする。

なお、業務においても上記と同様の対応とし、土木設計業務等委託契約書の取交しが後日となる場合には、別紙2を2部作成の上、1部を契約業者に対し交付されたい。

緊急復旧事業の暫定契約書

工事の名称	〇〇緊急災害工事
工事概要 (契約金額(概算)に相当する工事概要を記載すること。)	災害復旧工事 築堤工 法面工 かごマット工 根固めブロック 撤去工
契約業者名	〇〇〇建設 株式会社
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号
契約金額(概算) (精算変更時点において、記載金額を下回らないこと)	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
前金払の額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
工事場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇町 至) 〇〇県〇〇市〇〇町
工事種別	一般土木
請負契約日(協議成立日)	平成23年〇月〇日
工期(暫定)(自)	平成23年〇月〇日
工期(暫定)(至)	平成23年〇月〇日
備考	東北地方太平洋沖地震に伴う、緊急復旧事業における契約工事の概要を示したものであり、今後変更がありうる。 今後、「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日建設省厚契発第25号)による工事請負契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。

発注者 分任支出負担行為担当官
〇〇河川国道事務所長 印

受注者 〇〇〇建設 株式会社 印

緊急復旧事業の暫定契約書

業務の名称	〇〇緊急災害業務
業務概要 (契約金額(概算)に相当する業務概要を記載すること。)	災害復旧業務 〇〇検討業務 〇〇測量
契約業者名	〇〇〇コンサルタント 株式会社
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号
契約金額(概算) (精算変更時点において、記載金額を下回らないこと)	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
前金払の額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
業務履行場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇町 至) 〇〇県〇〇市〇〇町
業務種別	建設コンサルト業務及び測量業務
請負契約日(協議成立日)	平成23年〇月〇日
履行期間(暫定)(自)	平成23年〇月〇日
履行期間(暫定)(至)	平成23年〇月〇日
備考	東北地方太平洋沖地震に伴う、緊急復旧事業における契約業務の概要を示したものであり、今後変更がありうる。 今後、「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日建設省厚契発第26号)による土木設計業務等委託契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。

発注者 分任支出負担行為担当官
〇〇河川国道事務所長 印

受注者 〇〇〇コンサルタント 株式会社 印

(別添－ 3)

国総建第 301 号

平成 23 年 3 月 15 日

北海道建設業信用保証株式会社

取締役社長 殿

東日本建設業保証株式会社

取締役社長 殿

西日本建設業保証株式会社

取締役社長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

東北地方太平洋沖地震の被災地における応急復旧工事等に係る
前払金保証の事務処理の迅速化・円滑化について（要請）

3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、被災地においては応急復旧工事等の円滑な実施が強く求められています。そのためには、建設企業が応急復旧工事等の着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、公共工事の前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）が適切に活用されることが重要ですが、一方で、被災地においては交通・郵便事情等が回復していないこと等により、前払金の保証に関する事務処理が混乱し、ひいては応急復旧工事等の円滑な実施に支障が生じるおそれがあります。

このため、被災地における応急復旧工事等に係る前払金保証の事務処理については、下記の事項に十分留意のうえ、その迅速化・弾力化を図り、応急復旧工事等の円滑な実施の確保に特段の御協力をいただくようお願いいたします。

記

1. 工事請負契約書、支払先を証明する書類など、前払金保証契約の締結や前払金の払出手続きに必要な証憑書類が滅失等している場合には、それに代わる書類の請求や発注者等関係者への確認等を弾力的に行うことにより、前払金の適正な使用を確保しつつ、迅速かつ柔軟な事務処理に努めること。
2. 前払金の払出しに際し、交通事情、郵便事情の悪化等により、必要書類の持参等に支障が生じている場合には、前払金の適正な使用を確保しつつ、適宜電話での聴取により対応するなど、受注者の便宜を図るよう努めること。
3. 受注者が発注者に提出する前払金保証証書については、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しをファックス等で送付するなど、受注者の置かれた状況を踏まえ、前払金保証の迅速化、円滑化に向けて適切な対応を行うこと。